

ミネラルウォーター類中の元素類一斉分析法の妥当性確認

保健科学課 戸渡 寛法・宮崎 悦子

第 42 回九州衛生環境技術協議会

平成 26 年 12 月 22 日、清涼飲料水の成分規格の改正に合わせ、「食品中の有害物質等に関する分析法の妥当性確認ガイドライン」が示された。ミネラルウォーター類の成分規格のうち、ICP-MS による同時測定が可能な元素 10 項目の一斉試験法を通知法に準じた方法で行い、ガイドラインに基づく妥当性確認を実施した結果、良好な結果が得られた。市内を流通するミネラルウォーター類 22 検体について、妥当性が確認された本試験法を用いた実態調査を行った結果、いずれの検体も成分規格に適合するものであった。